

新型コロナワクチン接種のお知らせ

問い合わせ 健康福祉総務課 ☎9230

特例臨時接種の終了

新型コロナワクチン接種は、全額公費負担（自己負担なし）の「特例臨時接種」が3月31日(日)で終了し、令和6年度から「定期接種」へ変わります。初回接種、令和5年秋開始接種が未接種で、接種を希望する人は、早めの接種を検討してください。

令和6年度以降の新型コロナワクチン接種

令和6年度以降は、個人の重症化予防を目的に、「定期接種」として年に1回、秋冬に実施する予定です。流行のウイルスの状況やワクチンの有効性に関する科学的知見を踏まえ、国が使用するワクチンを検討する方針です。

■定期接種の対象者 ※インフルエンザワクチンと同様

- 1 65歳以上の人
- 2 60歳～64歳で
 - ①心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される人
 - ②HIVによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な人

※定期接種の対象者以外で、接種を希望する人は「任意接種」として全額自己負担で接種が可能です

■定期接種の費用

「特例臨時接種」とは異なり、一部自己負担が必要となります。費用など詳しくは、決まり次第広報はつかいちや市ホームページでお知らせします。

最新情報や接種の詳しい情報は、市ホームページを確認してください▶



マイナンバーカード 問い合わせ 市民課 ☎9135

休日・夜間臨時窓口

予約制

電話または市公式LINEで予約をしてください。

休日

申請・受け取り・電子証明書の更新などの臨時窓口

と き 3月10日(日)
と ころ 市役所市民課
受付時間 9時～17時（12時～13時を除く）の間で1時間10人程度（先着順）
※写真撮影もします（予約制）
※カードの受け取りには、申請から1カ月半程度かかります

夜間

受け取り・電子証明書の更新などの臨時窓口

と き 3月14日(木)、26日(火)
と ころ 市役所市民課
受付時間 17時30分～19時35分の間で市が指定した各時間帯に5人程度（先着順）

※詳しくは、市ホームページを確認してください



コンビニ交付サービスが とても便利です

住民票などの各種証明書を、専用のマルチコピー機が設置してあるコンビニなどの店舗で取得できます。利用には、マイナンバーカードと4桁の暗証番号（利用者証明用電子証明書の暗証番号）が必要です。

利用時間 毎日6時30分～23時
（12月29日～1月3日・メンテナンス日は除く）

※利用の方法やメンテナンスの日程など、詳しくは、市ホームページを確認してください

※市公式LINEからも住民票などの請求ができます。詳しくは、市ホームページを確認してください



転入・転出・転居に伴う

臨時窓口を開設します

と き 3月30日(土)、4月6日(土) 9時～15時
と ころ 市役所市民課

転入・転出・転居が集中する3月下旬および4月上旬の土曜日に、臨時窓口を開設します。臨時窓口で受け付けるのは、市民課で扱う業務のみです。他機関への問い合わせや確認が必要な業務は、手続きができない場合があります。内容によっては再度来庁が必要な場合もあるため、詳しくは、平日に電話などで問い合わせてください。

■ 取り扱い業務（次の業務以外は、市役所閉庁のため行っていません）

取り扱い業務	問い合わせ
転入、転出、転居、印鑑登録などの受け付け ※海外からの転入は取り扱いできません	市民課 ☎9134 ☎9135
住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録証明書などの交付 ※広域交付の住民票は交付できません	
マイナンバー（個人番号）カードの交付（交付場所が市民課指定の人のみ）、申請の受け付け、電子証明書の更新、暗証番号の再設定 ※交付場所名が佐伯・吉和・大野・宮島支所の人は、来庁予定日の10日前までに各支所に電話をして、交付場所を変更してください ※カードの受け取りには、交付通知書に記載されているものが必要です。詳しくは、交付通知書を確認してください ※電子証明書の更新は、電子証明書の有効期限まで3カ月未満になっている人が対象です ※電子証明書の更新、暗証番号の再設定をする人はマイナンバーカードを持参してください	
一般旅券の交付 ※申請の受け付けはできません	

■ 住民異動に関する手続き

届け出は、原則、本人か世帯主が行ってください。本人確認ができるもの（マイナンバーカード、免許証、保険証など）を持参してください。本人か世帯主以外による届け出には、委任状と代理人の本人確認ができるものが必要です。

届け出	転入届 廿日市市に 引っ越してきたとき	転出届 他の市区町村へ 引っ越すとき	転居届 廿日市内で 引っ越しをしたとき	世帯変更届 世帯主や世帯構成が 変わったとき
届け出期間	転入した日から 14日以内	転出の前	転居した日から 14日以内	変更があった日から 14日以内
手続きに必要なもの （該当するもののみ）	・前住所の市区町村が発行した転出証明書 ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード ・在留カード ・特別永住者証明書	・印鑑登録証 ※海外へ転出する場合はマイナンバーカードも必要	・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード ・在留カード ・特別永住者証明書	なし

※転入届は、前住所地で事前に転出手続きが必要です
※戸籍に関する届け出は、時間外窓口（防災センター）で受け付けます
※住所変更前に戸籍の届け出をした人は、受理証明書などが必要な場合があります